

浦安市復興交付金事業計画実績評価について

〇はじめに

本評価は、東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）第 83 条の規定に基づき、本市において実施した復興交付金事業の実施状況に関する調査及び分析を行い、復興交付金事業計画の実績に関する評価を実施するものである。

評価は、（１）復興交付金事業計画の総合的な実績に関する評価、（２）復興交付金事業の個別事業の実績に関する評価、の２つに区分される。

このうち、「個別事業の実績」については、復興交付金の交付を受けて実施した、①幹線道路の液状化対策事業、②校庭の液状化対策事業、③雨水排水施設の整備（液状化対策）、④都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）、⑤既存建築物耐震改修啓発・傾斜復旧等相談事業、⑥幹線下水道管渠の液状化対策事業（耐震化）の 6 事業すべてについて個別に評価を行った。また、これらの結果を踏まえて、「総合的な実績に関する評価」を実施した。

なお、本評価の実施にあたっては、学識経験者等 3 名で構成する浦安市復興交付金事業計画実績評価委員会を設け、評価内容について意見を求めることにより、本評価の透明性、客観性、公平性の確保に努めた。

（参 考）

〇東日本大震災復興特別区域法

第 83 条 復興交付金の交付を受けた市町村は、内閣府令で定めるところにより、復興交付金事業計画の終了の日の属する年度の翌年度において、復興交付金事業計画に掲げる目標の達成状況及び復興交付金事業との実施状況に関する調査及び分析を行い、復興交付金事業計画の実績に関する評価を行うものとする。

2 市町村は前項の評価を行ったときは、内閣府令で定めるところに、その内容を公表するものとする。

〇東日本大震災復興交付金制度要綱

第 10 の 3 特定市町村又は特定都道府県は、内閣総理大臣が別に定めるところにより、計画終了年度の翌年度の 12 月末日までに、当該計画に掲げる目標の達成状況及び復興交付金事業の実施状況に関する調査及び分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行う。当該評価については、内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。特定市町村又は特定都道府県は、本項の評価の実施にあたっては、評価の透明性、客観性、公正性を確保するように努めるものとする。